

決算特別委員会会議録（第2号）

---

○会 議 月 日 平成26年9月8日（月曜日）

---

○会 議 場 所 蓬田村議会議事堂

---

○出 席 委 員（7名）

委 員 長	藤 田 修 一	君	
副 委 員 長	森 弘 美	君	
委 員	坂 本 豊	君	久 慈 省 悟 君
	青 木 倉 元	君	山 館 清 剛 君
	木 村 修	君	

---

○欠 席 委 員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	久 慈 修 一	君
教 育 長	吉 崎 博	君
会 計 管 理 者	小 松 生 佳	君
総 務 課 長	坂 本 亮	君
税 務 課 長	越 田 茂 弘	君
住 民 課 長	柿 崎 真 人	君
健 康 福 祉 課 長	佐 井 邦 彦	君
教 育 課 長	坂 本 勝 教	君
産 業 振 興 課 長	中 川 悟	君
建 設 課 長	大 川 誠 治	君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	川 崎 幸 治	君
代 表 監 査 委 員	武 井 昭 夫	君

---

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	芳 賀 作 君
議会事務局 次長	佐 藤 一 仁 君

---

○会議に付した事件

1. 議案第45号 平成25年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認定を求めるの件
  2. 議案第46号 平成25年度蓬田村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
  3. 議案第47号 平成25年度蓬田村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
  4. 議案第48号 平成25年度蓬田村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
  5. 議案第49号 平成25年度蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
  6. 議案第50号 平成25年度蓬田村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
  8. 議案第51号 平成25年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
- 

○議事の経過概要

午前9時54分 開会

○藤田委員長 おはようございます。

ただいまの出席委員は7名で定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

それでは、議案第45号平成25年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認定を求めるの件を議題とします。

これより質疑を行います。質疑は分割して行います。

まず、28ページまでの歳入全般について質疑を行います。質問ありませんか。4番坂本委員。

○坂本委員 9ページお願いします。税の滞納についてです。この額というのは毎年一定

しておりますけれども、同じ世帯の方がこのように滞納しているのでしょうか、ご答弁  
お願いします。

○藤田委員長 税務課長。

○越田税務課長 大概是同じ世帯です。1割ちょっとぐらいは新しくなっている世帯もあ  
ります。以上です。

○藤田委員長 4番坂本委員。

○坂本委員 この滞納の対策というのは具体的にどのようにされておりますか。

○藤田委員長 税務課長。

○越田税務課長 預金等の調べについては、うちのほうの職員がやります。あと、それで  
も財産とか給与面での差し押さえができないようであれば滞納整理機構のほうにお願い  
して、例えば農家であれば戸別補償のお金が入ったりしているので差し押さえてもら  
うと、そういう形もとっております。以上です。

○藤田委員長 4番坂本委員。

○坂本委員 そのようにしてもなおかつ滞納が残っているということはどうしてなのです  
か。

○藤田委員長 税務課長。

○越田税務課長 もっともっとどこかの金融機関に負債を抱えている人で、なおかつ収入  
が一定していない人が主で、大体5年間過ぎてしまった段階で、これはもう難しいであ  
ろうという形でうちのほうで判断した場合に不納欠損なりの処分をしております。以上  
です。

○藤田委員長 ほかに質問ありませんか。8番木村委員。

○木村委員 14ページ、3目土木使用料、住宅の使用料が291万5,450円未納になっている  
わけですがけれども、内訳はその下、住宅使用料、それから滞納繰越分とありますけれど  
も、これは何件分ぐらいでこの額になっているのか、伺います。

○藤田委員長 建設課長。

○大川建設課長 ちょっと資料を持ってきていませんので。済みません。

○藤田委員長 暫時休憩します。

午前 9時58分 休憩

---

午前10時02分 再開

○藤田委員長 それでは、休憩を取り消します。

建設課長。

○大川建設課長 ただいまの滞納の関係についてご説明申し上げます。

まず、住宅使用料の55万4,440円については5名の方で、その下の滞納繰越分236万1,010円ですが、これ平成17年から1人、平成18年から23年にかけて2人、平成24年から3人ということで、それぞれ額も違いますし、この額になったと。月数も違います。しかし、今分納というか、収めてもらっておりますので、徐々に滞納については解除をしていきたいというふうに考えおります。以上でございます。

○藤田委員長 8番木村委員。

○木村委員 昨年度の件数を見れば、17件からことしは8件と。この25年度はその8件と非常に少なくなって、いい感じがするわけでありませうけれども、このお金291万5,450円、これは旧宮本にある古い住宅と、そして今新しくできた住宅あるわけですけれども、どちらがどれぐらいの額なのかかわかれば、わからなければ結構です。わかれば。

○藤田委員長 建設課長。

○大川建設課長 ここに恐らくという言葉を使ってはいけないと思いますけれども、宮本団地のほうの滞納のほうが多いというふうに感じております。新しいほうは、まず納めてもらっていると。で、よろしいですか。

○藤田委員長 木村委員。

○木村委員 納めてもらっていると言いましたけれども、新しいほうも未納があるわけですか。そのところをお伺いします。

○藤田委員長 村長。

○久慈村長 私が決済した範囲では、新しいところが私の記憶では2件だったと思っています。ですので、残り、多分6件ぐらいが古いほうの宮本団地だと。滞納の、何ていうんですか、徴収するための通知書を発送する文書で決済したときに若干名前を見ましたら、新しいほうで2件だったと記憶しています。

○藤田委員長 ほかに質問ありませんか。ないようですので、次に歳出に入ります。

議会費、総務費で29ページから48ページまでの質疑を行います。質問はありませんか。29ページから48ページまでです。5番久慈委員。

○久慈委員 37ページ、お開きをお願いいたします。除雪機等購入費178万5,000円、載っておりますけれども、一般質問にこのたびまた冬の除雪のことで質問することになって

おりますけれども、ここで少しお伺いしておきたいと思います。

介護認定者とかひとり暮らしの方々も当村では大分ふえております。こうした方々が村の除雪機、または国道の除雪、そういったひとり暮らしの介護、元気な方でなく介護が必要な、そういう方を私は申し上げているわけですが、そういう方々の国道から、または道路から玄関までって出入りする、こういうところなどいっぱい置いていかれた除雪のそういう対策みたいなことは考えておりますか。

○藤田委員長 総務課長。

○坂本総務課長 明日の一般質問とちょっとダブルなのであれなんですけれども、今のところ25年度については除雪機2台購入いたしまして、一応自治会単位でお貸ししてあります。これについては各自治会の集会所等を中心に何か行事ということでやっているようでございます。個人で、介護とかひとり暮らしなどを中心には、今回この除雪機については使用されたかどうか、ちょっとはつきりしませんけれども、今までですと豪雪の対策本部ができる前だと一応健康福祉課、対策本部ができると総務課を中心に対策本部を立ち上げて、各課に呼びかけてやるというようなことでやっておりましたので、今回事前にひとり暮らし、あるいは介護されている方の戸口の雪等については今後考えていかなければいけないと。あわせて、国道280号線については阿弥陀川、あるいは瀬辺地について今年度も引き続き融雪溝の工事がなされるようでありますので、その辺工事ができると比較的負担がない程度に門口の雪等については処理できるのかなというふうに考えます。いずれにしても、だんだんそういう高齢化社会等ますます進んでいきますので、その辺については今後やっぱり何らかの形で対応していかなければならないという課題が残ってくるかと思えます。その辺については明日の質問にダブルかもしれませんが、各自治会とご相談しながら進めていきたいというふうに考えています。

○藤田委員長 5番久慈委員。

○久慈委員 どうもありがとうございます。どこの自治会でも、高根から中沢までの自治会の中で地域住民の方で、やはりおひとり暮らしの介護の必要な、そういう方が、自治会の名前は申し上げませんが、ある自治会の方でひとり暮らしのおばあちゃんがおりました。その方が冬期間の除雪のことで悩んで、悩んでホームに入ったそうです、冬。そしたら、次の年からホームに居っ放しで、自分の自宅には帰れなくなってしまった。こういう事例もございますので、やはり元気に過ごして、自分の自宅で過ごしてもらうために、また介護の施設もなかなかすぐあかないと。入るときにすぐ入れるような

状況でしたらいいですけれども、なかなかそういう施設側のほうの経営状況というものも絡んでくると思いますから、そういうなかなか入れないような状態になっていると思います。ですから、やはり今後こういうことは必ず基本になってくると思いますので、今から少しずつ対策を考えて、練っていかねばならないと思いますので、その辺をお願いして終わります。

○藤田委員長 ほかに質問ありませんか。ないようですので、次に民生費、衛生費、労働費で、48ページから61ページまでの質疑を行います。質問ありませんか。4番坂本委員。

○坂本委員 59ページの診療所費のところ、ちょっと関連でお聞きしますけれども、診療所の外壁が結構傷んできているので、この修理が私は必要でないかと思っているのですけれども、こういうのは所長、診療所を見ているかどうかわかりませんが、外からしか見ていないのですけれども、改修してからもうかなりの年数がたちます。早目にやらないといけないのではないかと私考えて前にも1回質問したことがあるんですけれども、これについて答弁をお願いしたいと思います。

○藤田委員長 健康福祉課長。

○佐井健康福祉課長 診療所のほうをこちらでも1回調査して、見てみて、そういうふうな修理しなければならないところがあれば検討したいと思います。以上です。

○藤田委員長 ほかに質問ありませんか。4番坂本委員。

○坂本委員 次の60ページです。ふれあいセンターの費用が9目にありますけれども、このふれあいセンターの屋根もかなりさびついてきているので早期の修理必要でないかと感じておりますが、これについてと、もう1件はボイラーの件です。前、村長が説明しておりましたけれども、何か燃費のよい新しいボイラーの導入を考えているという話がありましたけれども、ペレットボイラーの検討ということはどのようになったのか。全て白紙になってしまったのか。今後ペレットボイラーの導入とか、そういう計画というのは全く考えていないのかについて、2点についてお伺いいたします。

○藤田委員長 村長。

○久慈村長 ふれあいセンターの屋根ということになると、昨年ですか、いわゆる無落雪の部分については、これは行ったと思っています。委員がおっしゃっている屋根の修繕というのは、例えば丸くなっているトタンの部分を指しているのかどうか、その辺ちょっと私理解できない部分がありますけれども、そのとき見ましたときは、やはり無落雪になっている平たい部分については、たしかかなり行っているようには思いましたが、

その他の部分については私ちょっと、それほど傷んでいないのじゃないかなというふう  
に記憶しています。

それから、ペレットボイラーの件であります。ペレットボイラーにつきましては、や  
はり今坂本委員がおっしゃったように、全くやる計画はないのかということでありま  
すけれども、その報告書を見て、あしたの一般質問にも関係出てきますけれども、報告書  
を見まして、かなりの問題があるということは、これははっきりしていますとはっきり  
申し上げて、その黒字化するというのが難しいペレットの製造であるというふうには私は  
解釈しています。したがって、今ペレットのボイラーを取りつけ、要するにどちらが先  
になるかということの問題なのですけれども、今温泉にペレットボイラーをつけてしま  
うということは、ペレットの製造がないのにやらなければいけないと。だから、どちら  
を先にするかと先ほど言いましたように、その辺の問題も絡めて一緒に解決していかな  
ければいけないだろうと。ですので、今の運転の、何ていうのでしょうか、その効率、非  
常に熱効率のいいものを入れるかどうかということも検討の課題でありますので、ペレ  
ットとの抱き合わせで考えていきたいというふうには思っています。果たしてペレットの  
製造をやったときに村が将来とも面倒を見なくてもできるのかということところが私は1つ  
の焦点だろうと。それはふれあいセンターのボイラーにもかかわってきますというふう  
に私は理解しています。以上です。

○藤田委員長 4番坂本委員。

○坂本委員 1点のさびの件については、床のほう、屋根の床の修理はこの決算にもつ  
いておるとい、昨年知りましたけれども、私が今申したのは、三角にやっているトタン  
の屋根のことでありまして、そのトタンの屋根がさびているということで、そこを今言  
ったわけです。

あと、ペレットについては、あした質問を通告しているのですけれども、一言言いま  
すと、村長が今答弁した、かなりの問題があるというのは、農業法人を立ち上げる際の  
報告書のことで、いろいろなトラクター、コンバインとかそういう機械を導入して採算  
性が合うか、合わないかということと、ペレットのボイラーの製造を一緒にした計画だ  
ったわけです。ですから、ペレット製造の部分だけを切り離しての報告書というのはま  
だされていないし、そういうこともしておりません。ですから、今ライスセンターに持  
っていったいない部分というのはかなりあるわけで、そのもみ殻の処理をどのようにす  
るかということが、このペレットボイラーの導入の1つの原因というか、動機なのです。

どうしても畜産農家にやれない場合は、ついでに持って行って焼くか、すき込むかのどちらかで、すき込むことになれば、それはもう問題がないのですけれども、条件が悪いと田んぼに持って行って水田にばらまくこともなかなか困難で、手っ取り早いところが水田に持って行って焼却するというので、この焼却が何ら問題がなければいいわけですが、もしこれがまた野焼きとか、わら焼き防止の条例等に引っかかって農家がまた苦勞するという事になればだめです。ですから、この際、灯油もだんだん値下がり傾向にない状況では、資源の有効活用ということでペレット製造だけを切り離れた計画というのは可能ではないかと私は思っているわけで、その件についてももう一回だけ、あしたもあるわけですが、答弁願えればと思います。

○藤田委員長 村長。

○久慈村長 確かな資源の有効活用、それから公害防止という観点からいくと、もみ殻の資源としての再利用という問題が出てくるわけであります。しかし、その再利用のために経費を無視したような形でその事業を進めるということは非常に村にとっては今後の財政負担になるということが考えられますし、またそのもみ殻については私の、余りこの場では、公式の場では言いたくはありませんけれども、今の残渣処理場の中で鶏ふんとまぜながらも処理するとか、そういった方法がとれないものかという方法も一応は検討課題として残っていると思います。ただ、現在水産省の補助ということで残渣処理を中心にして物事を考えていますので、その辺については将来の1つの利用の方法ということを考えてほうがいいのかなど。改めてペレットボイラーについて今やりますということは非常に私は危険だというふうに思っています。以上です。

○藤田委員長 ほかに質問ありませんか。5番久慈委員。

○久慈委員 61ページ、この範囲は、まだこの範囲大丈夫でしょうね。9目の蓬田村ふれあいセンター、燃料費等助成金が大分ふえてきておるとするのは皆さんご存知のとおりなのですけれども、このままいけば外国の変な戦争のおかげでなかなか安くないという何か現状らしいのですけれども、青森市で建設会社が温泉を運営しています。その温泉のお湯を温めるのはタイヤを燃やしているのですね。以前に当村においてもさまざまな各地区に捨てられているタイヤをボイラーの燃料の温める、それに活用したらというのが少し話題になったのですけれども、途中で廃番になってしまいましたけれども、その辺をどのように、青森市の建設会社がタイヤをどのようにして燃料油を幾らかでも緩和させているのか、その辺少し勉強してみたらいかがでしょうか。この辺を担当のほう



は考える、調査する、そういう考えはないでしょうか、ちょっとお伺いいたします。

○藤田委員長 健康福祉課長。

○佐井健康福祉課長 今久慈委員が言われた青森市の建設業者、そういうふうに行っているのであれば参考にしますといいますが、一応それも調べて、もしそれが効率的にできるのであれば検討していきたいと思います。

○藤田委員長 5番久慈委員。

○久慈委員 その建設会社はこの場で言わなくても、後でお知らせいたしますから、聞けば後で教えます。ですから、またそのタイヤカップにもどのようなスタンドがその業者に頼まれてキープしているのか、その辺もお知らせいたしますので。よいことはやはりまねして、ハンデは余りにも大きいようで、かかっている経費以上に経費がかかるようなハンデがあるのでしたら取りやめになるとは思いますが、やはりさっきペレットのことではありませんけれども、プラス材料に十分可能な要素があるのでしたらまねをしてもよろしいと思います。以上です。

○藤田委員長 ほかに質問ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤田委員長 ないようですので、次に農林水産業費、商工費で61ページから72ページまでの質疑を行います。8番木村委員。

○木村委員 64ページ、3目の農業振興費19節に蓬田村鳥獣被害防止対策協議会交付金2,000円交付されています。25年度の鳥獣被害の規模、被害額、どれぐらいあったのか。わかりましたらお願いします。

○藤田委員長 産業振興課長。

○中川産業振興課長 現在、その被害額についての資料が手元にございませので、後日提出したいと思います。

○藤田委員長 8番木村委員。

○木村委員 26年度も猿の被害、私この前のふるさと総合センターで何か研修会やったとき途中まで参加させていただいたのですけれども、何か猿の被害がだんだん南側のほうに移ってきているというふうなことが出ました。また、瀬辺地地区の住民、農家の人あたりも猿が下のほうにおりてきて通学路の周辺の畑を荒らしているというふうにはなっています。この猿、今まではそんなになかったのですけれども、だんだんふえてきて、猿もだんだん移動して被害が大きくなってきていると。西目屋村とか、あるいは今別、

それから風間浦等にはそういったことはありますけれども、物すごい猿の被害額が大きくなって、そして防護柵等も町村で多額の金を出して準備しているわけです。蓬田村で被害農家がどれくらい件数があるのか私わからないので、それをまず一番先に把握していただきたいと。そして、その被害に遭っている農作物の額、一体幾らぐらいになるのか、その額もしっかり把握していただきたいというふうに思っています。そうでないと、この協議会開いていろいろな地区との交流会とか、あるいは県のほうにお願いするにしても、その被害の額がはっきりわからないということで、何ていうか、申請のしようがないというか、ことになると思いますので、その規模や額をしっかりと把握していただきたいと思います。そして、2,000円去年交付されていますけれども、これらの2,000円でこの協議会が、2,000円だと余りにも額が少ないような気がするわけですが、その辺どのように考えているのか、担当者の答弁。

○藤田委員長 産業振興課長。

○中川産業振興課長 まず初めに、被害額の件ですけれども、被害額につきましては現在、被害が、猿が出没して被害を受けたという方からは、どういう被害を受けたか、あとのぐらゐの面積を受けたかということで、こちらで被害額を出して集計しております。ただ、自家用の野菜といいますか、畑が多いので額としては大きくなっておりません。その辺については今まで被害額については把握しております。

それと、この交付金2000円につきましては村から協議会に交付した額でありまして、蓬田村鳥獣被害対策防止協議会は直接県のほうから交付金をもらって活動しております。その中で消耗品につきましては村が2分の1負担するという形になっておりますので、協議会のほうでかかっている額については、この2,000円だけということではございません。ことしも100万円、県の方から交付金をいただいて活動しております。以上です。

○藤田委員長 ほかにありませんか。4番坂本委員。

○坂本委員 71ページの海の情報館についてお聞きします。この75万円と毎年使われておりますけれども、どのように管理に使用されているのか。また、もう一点は施設を自由に役場等で使うことはできるのか、この2点についてお伺いします。

○藤田委員長 産業振興課長。

○中川産業振興課長 海の情報館の75万円につきましては、アシスト株式会社に管理委託している委託料であります。これにつきましては、朝の開館、夜の閉館と清掃等の委託料でございます。

それと海の情報館の管理ですけれども、下の施設関係、展示物とかありますが、あの辺については改装してはいけないという形で、現状のまま使うという形で指示されておりまして、なかなか使い勝手自体が悪い、上の会議室ぐらいしか自由に使える部分がないという形になっております。以上です。

○藤田委員長 4番坂本委員。

○坂本委員 たしか5時まであいているというふうにあそこにはなっているわけですが、あれは毎日開いているのか。もう一点は、2階の会議室はほとんど私も入ったことがなくて、1回、竣工したときに議員が招待されて見学に行ったことがあるわけですが、2階には確かに会議室はあったわけですが、私以前にも質問したのですけれども、あそこはちょうど蓬田村の高根とか中沢からの中間地点ということで利便性は悪くはない。それで、役場の会議等を開く場合、あそこを利用すれば不公平感もなく、遠くから役場へ来るよりもいいというふうにして思って前にも質問したことがあるわけですが、会議となれば昼だけでなく夜もあるわけですが、それに使うことということはできるのですか。

○藤田委員長 産業振興課長。

○中川産業振興課長 海の情報館につきましては、観光シーズン、ちょっと何月か忘れましたが、期間中は毎日あいております。会議につきましても、その期間中であれば使用可能です。ただ、その期間外等、冬等になりますと暖房の問題とか、開館、閉館の問題等もありますので使い勝手的に、なかなか経費の面も含めて使われてこなかったという形になっております。以上です。

○藤田委員長 坂本委員。

○坂本委員 この75万円というのは夏の海水浴シーズンとかそういう限られたワンシーズンだけの管理ということなのですか。具体的に何月何日から何日ごろまでなのですか。それ以外は一切入ることもできないということなのでしょうか。（「休憩お願いします」の声あり）

○藤田委員長 休憩いたします。

午前10時38分 休憩

---

午前10時43分 再開

○藤田委員長 それでは、休憩を取り消します。

産業振興課長。

○中川産業振興課長 海の情報館の委託期間につきましては、4月下旬から9月下旬までとなっております。以上です。

○藤田委員長 いいですか。ほかに質問ありませんか。8番。

○木村委員 69ページお願いします。19節、一番下の産地水産業強化支援事業交付金1,800万円、これ洋上かご洗浄機30台買ったお金ですけれども、その洋上の洗浄機、使用している状況、それから結果、報告願いたいと思います。

○藤田委員長 産業振興課長。

○中川産業振興課長 洋上ホタテかご洗浄機につきましては、30基購入いたしまして、30基使用しております。結果につきましては、県のほうで調査しておりまして、まだ結果の報告はございません。以上です。

○藤田委員長 ほかに質問ありませんか。ないようですので、次に土木費、消防費で72ページから81ページまでの質疑を行います。質問ありませんか。4番坂本委員。

○坂本委員 76ページの除排雪構造物破損補償費188万円についてお伺いしますけれども、かなり、以前は除雪で破損されても30万円ぐらいとか前あったのですけれども、最近はまだもう200万円近い破損があつて、ちょっと多いなという感じがしますけれども、この内訳というのはどのようになっているのかと、もう一つ、ぜひこういう破損を少なくするための対策が必要かと思しますので、それについて伺います。

○藤田委員長 建設課長。

○大川建設課長 内訳については詳しいものはありませんけれども、21件で188万1,000円になっております。対策としては、やはりオペレーターの教育ということが一番大事ではないのかなと思っております。雪降る前からやっぱり現場、現地を十分見て歩くということも大事ではないのかなと確認しております。以上でございます。

○藤田委員長 ほかに。坂本委員。

○坂本委員 オペレーターの教育と言いますけれども、新人ばかりでないわけですよね。ベテランも多いので、大体ベテランになれば、同じ場所を除雪すれば、どこに何があるかということは大体わかると思えますけれども、なぜこのように多く出るのか。これを放置していいのかという問題もあると思えますが、簡単に教育とかだけで済まされないような気がしますけれども、もうちょっと詳しく、どうしてこういうふうになるのか、もうちょっと原因等がありましたら、言いにくいかもわかりませんが答弁お願い

します。

○藤田委員長 村長。

○久慈村長 この除雪の問題につきましては、昔から雪解けないとわからない部分がいっぱいあるというふうには言われておまして、除雪作業中にやった、例えば車を破損させたという、そういった事例であればすぐにこれは対応できるのでありますけれども、垣が転んでしまったとか、立木に被害があったとか、それから路肩が落ちてしまった、路肩というのは例えば水田の付近であるとか、砂利が入ってしまったとか、もろもろそれらのものを積み上げしますと非常に多くなってきていると。それから、個人の工作物、要するにブロック塀なんかをつけてしまったとか、そういったことが出てくるわけでありまして。1つにはやっぱり道路の構造というか、狭いとか、そういったところに無理やり除雪に入るということも非常に多いというふうに私は伺っています。

ご指摘のとおり、何年もやっている方であればそれなりに技術を持ってやっているものでありましょうけれども、新人が中に入ってきますと、どうしてもそこにある構造物をつけてしまうというような被害が発生しているということでございますので、私の考えとしては、できればオペレーターを固定したような形で、これを毎年その場所をやるように仕向けるのが一番いいんじゃないかと。それから、やっぱり適切に、これは古い話ですけども、物を壊したらやっぱりオペレーターがきちんと壊したということをやって早急に村民にご迷惑のかからない方法をとるべきだと私は思っています。したがって、2つの点でこれから考慮していかなければいけないのじゃないのかなというふうには思っています。以上です。

○藤田委員長 ほかに質問ありませんか。ないようですので、次に教育費で81ページから97ページまでの質疑を行います。質問ありませんか。8番。

○木村委員 96ページです。3目のトレーニングセンター管理費に関連して伺います。トレーニングセンターの西側にある体育館の暗幕ですけども、もし修繕していればあれですけども、非常に大きな暗幕があるわけですけども、あれらも何年ぐらい使用したのか。非常にすかすかの状況で、透き通って暗幕の役目もほとんどなしていないと、いつも感じているわけですけども、必要なれば取るとか、あるいは必要であれば更新して買いかえるとか、見た目が非常に、何ていうのか、悪くなっていますので、そのところをどのように考えているのか、担当者に伺いたいと思います。

○藤田委員長 教育課長。

○坂本教育課長 トレーニングセンターの暗幕ですけれども、たしか7月だと思います。  
全部修理して取りかえております。（「わかりました」の声あり）

○藤田委員長 ほかに質問ありませんか。ないようですので、次に97ページ災害復旧費から99ページ予備費までの質疑を行います。質問ありませんか。ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○藤田委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第45号平成25年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認定を求めるの件を採決いたします。本件を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立5人）

○藤田委員長 起立多数です。よって、議案第45号平成25年度蓬田村一般会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時54分 休憩

---

午前11時00分 再開

○藤田委員長 休憩を取り消し、会議を再開いたします。

次に、議案第46号平成25年度蓬田村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件を議題とします。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質問ありませんか。4番坂本委員。

○坂本委員 103ページお願いします。給食収入のことでお伺いいたします。ほかの町村、具体的には外ヶ浜町、平内町の議員から聞いたところ、この給食費に町で助成をしているということでありましたが、このことは把握しておるのか、お聞きいたします。

○藤田委員長 教育課長。

○坂本教育課長 聞いております。今別で10円とか、1食当たりです。それから、外ヶ浜も二、三十円やっているはずですが、ことしの4月から。ついでに、蓬田は行っておりません。（「平内は」の声あり）平内もやっていると思いました。3月の時点でそういう情報は入っていたのですけれども、それで蓬田の場合、御飯持参で行くものですからそれほど、食材だけなのです、おかずの。それを買う分なので、有志とお話しして、蓬田

はまだおかずだけなので、そこの230円の1食分と中学校270円の1食分、これで当分や  
っていきそうですということでしたので、値上げもしくは給食費の一部を村が負担する  
ということも見送っております。以上です。

○藤田委員長 4番坂本委員。

○坂本委員 蓬田村でも助成をするということは、他の町村がやっているということにな  
れば可能なわけです。ただ、課長が答弁したとおり御飯は給食ではなくて持参している  
わけですので、私は前にも完全給食をするべきだと言った際に、設備等、それから御飯  
の部分、給食費が値上がりするから無理という回答だったわけです。ですから、ほかの  
町村でもやっているわけですから決して、完全給食でも父兄の皆さんには村でその分を  
助成しますということ言えばもう説得できるような気がしますので、その辺はどのよ  
うに考えますか。

○藤田委員長 教育課長。

○坂本教育課長 完全給食の場合ということでしょうか。完全給食の場合、どうしても設  
備をつくることから始まりますので工事費等かかってきます。それから、助成する部  
分というのは、それは可能であります。ただ、御飯を炊くとかになると工事費が出てき  
ます。

あと、村が給食費の一部を負担するという事は、よその町村でもやっていますので  
不可能ではないし、平内とか外ヶ浜とかは現実にお米の値段が上がっていますので330  
円とかの給食費になるわけで、290円から。それでやむを得ず値上がりする部分を町で  
負担するという形をとっています。そのぐらい物が値上がりした部分とそれから、もち  
ろん消費税はあるのですけれども、それに伴った値上がりがある。その分見えてきてい  
る。完全給食する場合はどうしても今の調理場だとかかなり整理して、工事して御飯を炊  
く釜を取りつけなければいけないので結構な工事費がかかると思います。以上です。

○藤田委員長 4番。

○坂本委員 この問題については、教育課長は自分には権限がないので否定的な答弁しか  
しません。村長、この問題について1つ村長の考えはどうか、お聞きします。

○藤田委員長 村長。

○久慈村長 意見ということで聞いていただきたいと思います。

やはり少子・高齢化という問題、人口減の社会ということを考えれば、例えば子供が  
3人、4人、5人とおられる家庭というのは、やはり給食費270円でもやっぱり厳しい

だろうというふうには思います。意見ということで私から、今後検討課題ということで聞いていただきたいのですが、やはりよその町村でも3子以降は軽減するとか、そういったことをやっているように情報として聞いています。

坂本委員がおっしゃっているのは、3子以降だとか、子どもが何人いるかいないかの問題じゃなくて、給食費そのものを安くできないかという議論だというふうに思います。であれば、西目屋村だと私は記憶していますが、西目屋村は完全なただにするとかという情報がありまして、それも選択肢の1つでありますけれども、ただはただでもいいんですが、やはり若干の負担をしていただくという基本に立って安くするということは考えなきゃいけないだろうと。したがって、私が言いたいのは2つの点であります。1つは、少子化をとめるための手段として、ある一定の子供の数で助成する方法、もう一つは、給食費をただにするという訳にはいかないけれども助成するという方向の二段構えは考えなきゃいけないだろうというふうな方向で考えています。以上です。

○藤田委員長 ほかに質問ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤田委員長 ないようですから、質疑を終結いたします。

続いて討論を行います。討論ありませんか。ないようですから、討論を終決いたします。

これより、議案第46号平成25年度蓬田村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件を採決いたします。本件を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6人)

○藤田委員長 全員起立です。よって、議案第46号平成25年度蓬田村学校給食センター特別会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第47号平成25年度蓬田村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件を議題とします。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質問ありませんか。4番坂本委員。

○坂本委員 111ページの収入の件でお伺いしますけれども、3,500万円ほど滞納が計上されておりますけれども、これは先ほどと同じように同じ世帯が滞納していると言われますけれども、それは事実なのか。また、もう一点は、村長にお伺いしたいんですが、この滞納というのは高すぎて払えないという認識を村長自身は持っているのか、これについてお伺いします。



○藤田委員長 税務課長。

○越田税務課長 徴収のほうは税務課ですので私のほうから滞納について説明いたします。

先ほども言いましたけれども、村税の滞納ある人は大概国保税もあります。それで、メンバー的にもほとんど同じであります。似たような人たちが滞納の中に名前が連ねてあります。以上です。

○藤田委員長 村長。

○久慈村長 あしたの一般質問の先振りという形でございますけれども、高過ぎるのかということに対して、私は高い、安いについては1つの基準があつて物を見るべきだというふうに考えています。ですので、高過ぎるという言葉は果たして私自身、何をもって基準とするのかをはっきりさせないと言えないのかなというふうに思っています。以上です。

○藤田委員長 4番坂本委員。

○坂本委員 国保税が高すぎるという基準ですけれども、これは前にもっと安い時代がありましたね。そのときと比較してどうなのかということなのです。つまり、国が負担金を大幅に減らしてきたわけです。そのために国保税が値上がりしてきたという経緯があるわけで、ですから私どもは、日本共産党では当時の国の負担分に戻せと言っているわけですね。その部分について比較でありまして、それについては村長はどのように考えているのか、再度お聞きいたします。

○藤田委員長 村長。

○久慈村長 確かに平成10年あたりは国の支出が国庫補助、国・県を含めて大体50%を若干超えていたように私は思っています。現在同じような算式を使いますと四十五、六%ということで、4%前後国・県が安くされているというふうに感じています。その分が要するに国保税に負担としてなっているものと私は理解しています。

その分で例えば高くなっている、安くなっているという議論であれば、その辺については私も確かに高くなっているだろうと実感しています。要するに4%なり5%分、本来国が負担してきたものを少なくしているという点では私は高くなっているだろうというふうに思います。この部分について、あしたも議論にもなるんでしょうけれども、この部分について今まで、今までの村長さんもそういったことを念頭に入れながら赤字補填をしてきたというふうに私は考えています。以上です。

○藤田委員長 ほかに質問ありませんか。5番久慈委員。

○久慈委員 ちょっとお聞きしにくいところもあるのですが、課長にちょっとお伺いいたします。各種委員とかさまざま公費が出るわけですが、そういう公費をいただいている方の中に何か滞納している、そのような声がささやかれております。事実かどうか。個人名は個人情報保護法もありますので結構ですが、いるかないか答弁を願います。

○藤田委員長 税務課長。

○越田税務課長 ちょっと勉強不足で、各種委員になっている方が滞納しているかとなれば、今ちょっと詳細の資料がありませんのでお答えできません。

○藤田委員長 5番久慈委員。

○久慈委員 手元に資料がないということで、それはそれで結構ですが、もしそういう方がおる場合は、村長並びに課長の方は公費をいただきながら納めるものを納めない、そういうのはいかがなものかということになるのですが、そういうことに対してどのようなお考えをお持ちか、お聞きいたします。（「休憩お願いします」の声あり）

○藤田委員長 休憩。

午前11時15分 休憩

---

午前11時16分 再開

○藤田委員長 休憩を取り消します。

村長。

○久慈村長 確かにもらうものはもらい、払うものは払わないという、そういうことではやはり村の委員としては不資格だというふうには思います。しかしながら、その事情たるも私もちょっと理解できない部分がありますので、これはちょっと調べさせてもらって、その上で対応したいと思います。以上です。

○藤田委員長 ほかに質問ありませんか。ないようですから、質疑を終結いたします。

続いて討論を行います。討論ありませんか。ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第47号平成25年度蓬田村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件を採決いたします。本案を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立5人）

○藤田委員長 起立多数です。よって、議案第47号平成25年度蓬田村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第48号平成25年度蓬田村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件を議題とします。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質問はありませんか。8番木村委員。

○木村委員 131ページ、未納額が非常にふえております。対策としてどのようなことを考えているのか伺います。

○藤田委員長 建設課長。

○大川建設課長 平成25年度水道料金の使用料の未納の件数であります、69件、389万円ありまして、職員みずから徴収はもちろん、全額払えない人は分納とか分割で払ってもらおうとかそういう方法で、おくれても古い分から納めてもらうというような方法をとりたいと思います。

○藤田委員長 ほかに質問ありませんか。ないようですから、質疑を終結いたします。

続いて討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤田委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第48号平成25年度蓬田村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件を採決いたします。

本件を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6人)

○藤田委員長 起立多数全員です。よって、議案第48号平成25年度蓬田村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第49号平成25年度蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件を議題とします。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質問ありませんか。4番。

○坂本委員 136ページの保険料の件ですけれども、ここにも収入未済額が197万円計上されておりますけれども、この未納というのは、国保税と一緒に介護保険料を徴収されてますが、それと連動しての金額でしょうか。

○藤田委員長 住民課長。

○柿崎住民課長 連動している部分でございます。

○藤田委員長 ほかに質問ありませんか。ないようですから、質疑を終結いたします。

続いて討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤田委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第49号平成25年度蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件を採決いたします。本決算を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立5人)

○藤田委員長 起立多数です。よって、議案第49号平成25年度蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第50号平成25年度蓬田村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件を議題とします。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質問ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤田委員長 ないようですから、質疑を終結いたします。

続いて討論を行います。討論ありませんか。ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第50号平成25年度蓬田村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件を採決いたします。本決算を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6人)

○藤田委員長 起立全員です。よって、議案第50号平成25年度蓬田村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第51号平成25年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件を議題とします。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質問ありませんか。ないようですから、質疑を終結いたします。

続いて討論を行います。討論ありませんか。ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第51号平成25年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件を採決いたします。本決算を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立5人)

○藤田委員長 起立多数です。よって、議案第51号平成25年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決については、認定すべきものと決定いたしました。

以上で、本決算特別委員会に付託された議案の審査は全部終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、私にご一任願います。

これをもって、決算特別委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時27分 閉会

---

上記会議の経過は、事務局長芳賀 作が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成26年 月 日

決算特別委員長